

旭中央病院・匝瑳市民病院医療連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 国保匝瑳市民病院(以下「匝瑳市民病院」という。)の新築整備にあたり、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院(以下「旭中央病院」という。)との機能分化と連携強化について検討、協議を行うため、旭中央病院・匝瑳市民病院医療連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 機能分化及び連携強化に関すること。
- (2) その他必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、匝瑳市長をもって充て、副会長は旭市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、再度の協議により決する。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(幹事会の設置)

第7条 協議会に、第2条各号に規定する所掌事項の調査・検討及び調整を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織する。

- 3 幹事長は、幹事の互選によって定め、副幹事長は幹事長が幹事の中から指名する。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 第4条第3項及び前二条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「幹事長」と、「協議会」とあるのは「幹事会」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるほか、第5条第3項中「出席委員」とあるのは「出席幹事」と、第6条中「委員以外の者」とあるのは「幹事以外の者」と読み替えるものとする。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び幹事会に、議論の活性化や合意形成の円滑化が図られるよう、別表第3に掲げるオブザーバーを置く。

(庶務)

第9条 協議会及び幹事会の庶務は、匝瑳市民病院において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

旭市長

匝瑳市長

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院理事長

匝瑳市病院事業管理者

旭市企画政策課長

匝瑳市企画課長

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長

国保匝瑳市民病院事務局長

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経営企画室長

国保匝瑳市民病院病院建設室長

別表第2（第7条関係）

旭市企画政策課長

匝瑳市企画課長

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長

国保匝瑳市民病院事務局長

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経営企画室長

国保匝瑳市民病院病院建設室長

別表第3（第8条関係）

千葉県健康福祉部医療整備課の職員

千葉県総務部市町村課の職員